

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における昭和31年8月10日の資格喪失日に係る記録を32年4月16日に、株式会社C（現在は、株式会社B）における資格取得日を同年6月1日に訂正し、31年8月から32年3月までの標準報酬月額を8,000円、同年6月から33年4月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月10日から32年4月16日まで
② 昭和32年6月1日から33年5月5日まで

昭和29年10月20日にA株式会社に入社し、32年4月15日に、いったん退社し、32年6月1日に同社が社名変更した株式会社Cに再度入社し、63年11月末に定年退職したが、年金事務所から両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。両申立期間は正社員として勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管していた申立人に係る労働者名簿及び社員名簿から、申立人は両申立期間について、A株式会社及び株式会社Cで勤務していたことが確認できる。

また、両申立期間において、経理担当者であったとする同僚は、「申立期間①は、A株式会社が昭和31年*月*日の火災により全焼した直後で、事業の再建を図っていた時期であるが、事業主から火災後も従業員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる説明は無く、給与も火災前と同額の支給であったと思うので、厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と

供述している。

さらに、株式会社Bの社会保険事務担当者は、「両申立期間当時を知る従業員が既になく、詳細は不明であるが、保管している申立人に係る労働者名簿等から、申立人は、両申立期間は正社員として火災前と同じ業務に従事していることが確認できることから、厚生年金保険について、他の従業員と同様に取り扱っており、両申立期間に係る厚生年金保険料についても給与から控除していたものと思われる。」と供述している。

加えて、前述の同僚が、「A株式会社は昭和31年8月10日の火災により全焼した。」と供述しているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当初、事業主を除く被保険者全員（9人）が同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できるとともに、当該被保険者9人のうち、二人（申立人を含む）を除く7人が、申立人が同社を退職した後の32年5月21日付けで当該被保険者資格の喪失について取り消す旨の届出が行われていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和31年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び株式会社Cにおける33年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、31年8月から32年3月までの標準報酬月額を8,000円、同年6月から33年4月までの標準報酬月額を1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難い上、申立期間②についても行われるべき申立てどおりの資格取得届や事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から60年10月1日まで
私は、申立期間当時、A株式会社（現在はB株式会社）C部でC課長として勤務していた。昭和59年10月から60年9月までの期間に係る標準報酬月額が28万円となっているが、当時の給与明細書では、38万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B企業年金基金が保管するB厚生年金基金加入員台帳の写し及び申立人が保管する昭和59年10月から60年9月までの給与支払明細書から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が38万円であることが確認できる。

また、B株式会社は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届は、複写式の届出様式であり、同一内容のものを社会保険事務所、健康保険組合及び厚生年金基金に提出しているとしており、提出を受けたB企業年金基金では、当該算定基礎届に基づき前述の厚生年金基金加入員台帳に申立人の申立期間における標準報酬月額を38万円と記録したとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、昭和59年10月1日から60年10月1日までの期間に係るB厚生年金基金加入員台帳の写しから、38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月4日から48年3月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間における株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を46年9月4日に、資格喪失日に係る記録を48年3月26日とし、当該期間に係る標準報酬月額を46年9月から47年9月までは4万2,000円、同年10月から48年2月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月初めごろから48年3月26日まで
私は、昭和46年7月15日ごろ、勤務していた事業所を無断で退職して同年7月19日ごろB市に居住していた私の友人のアパートに寄宿した。

友人のアパートに寄宿した半月後の昭和46年8月初めごろに、学校の同級生で既に株式会社Aが経営するD事業所に勤務していたC職のE氏を介してD事業所に入社し、48年3月25日までの期間においてC職として勤務した。

同僚のC職の者に厚生年金保険の被保険者期間がある一方、私の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのは納得いかない。給与明細書などの資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、勤務状況等に関する申立人の供述などから判断すると、申立人はD事業所にC職として勤務していたことが認められる。

また、申立期間の始期について、申立人は、「友人のアパートに寄宿した半月後の昭和 46 年 8 月初めごろD事業所に入社した。」と主張しているところ、i) 申立人がB市に居住する前の期間において勤務していたとする事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 46 年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していること、ii) 申立人の妻が、「私の夫と一緒にB市へ行くため、私は勤務していた事業所を昭和 46 年 7 月 15 日に退職した。身支度に約二日間を要したが、B市には同年 7 月 19 日に到着した。」と供述しており、申立人の妻がB市に居住する前の期間において勤務していたとする事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した時期とほぼ同時期である同年 7 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していること、iii) 申立人がB市において寄宿していたアパートに居住していた申立人の友人が、「申立人及び申立人の妻は、昭和 46 年 7 月中旬ごろ転居してきた。その後まもなく、1 か月も経過しないうちに、D事業所に入社したと聞いた記憶がある。」と供述していることなどから判断すると、申立人は同年 8 月 4 日にD事業所においてC職として勤務を開始していたことが認められる。

さらに、申立期間の終期について、申立人の妻は、「私の夫がD事業所を退職する際に、私は勤務していた事業所を昭和 48 年 3 月 25 日に退職してから身支度を整え、同年 3 月 28 日に、夫と共に帰郷した。」と供述しているところ、申立人の妻が当時勤務していたとする事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 48 年 3 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることなどから判断すると、申立人は、少なくとも同年 3 月 25 日までの期間においてD事業所に勤務していたことが認められる。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が上司及び同僚であったとする5人のC職のすべてに、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間が確認できる上、当該C職の一人は「D事業所のC職は皆、正社員であったと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 46 年 9 月 4 日から 48 年 3 月 26 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と一緒にD事業所にC職として勤務していたとする前述の同僚の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 46 年 9 月から 47 年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月から 48 年 2 月までは 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

株式会社Aに資料が無いことから確認できないが、当該期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から48年2月までの期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、昭和46年8月4日から同年9月4日までの期間については、同僚の供述などから判断すると、申立人は当該期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aにおいて、申立期間当時、申立人と同じ職場でC職として勤務していたとする同僚のうちの一人が「入社から約1か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該同僚について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、当該同僚が供述する勤務の開始時期が一致していないことが確認できる。

また、事業主は当該期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入に係る届出及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができず、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成元年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和63年3月から同年7月までの期間は19万円、同年8月から平成元年2月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月16日から平成元年3月16日まで
私は、昭和59年3月に株式会社Aに入社し、申立期間当時はB事業所で勤務していた。

私の実家が所在するC市に事業所が新設されることを知り転勤希望を提出したところ、運営会社が異なるため株式会社Aをいったん退職し、株式会社Dへ移籍することになった。

平成元年3月16日に移籍するまでの期間において継続してB事業所に勤務しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する株式会社Aが発行した身分証明書、健康保険被保険者証、株式会社DがB事業所へ送信した平成元年3月9日付文書「移籍社員の赴任について」の写し及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（平成元年3月16日に株式会社Aから株式会社Dへ移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和63年2月及び申立人と同年代で同期入社であり、申立期間にB事業

所で勤務していたとする同僚二人の同年8月のオンライン記録から、同年3月から同年7月までの期間は19万円、同年8月から平成元年2月までの期間は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は適正な届出及び申立期間に係る保険料を納付した否かについては不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録における株式会社Aの厚生年金保険被保険者の資格喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って符合する資格喪失日及び離職日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和63年3月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から平成元年2月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 9 月 1 日から 28 年 11 月 30 日まで
② 昭和 28 年 11 月 30 日から 38 年 3 月 1 日まで

私の父は、申立期間①は、A株式会社（現在は、株式会社B）C支社のD部で勤務したと聞いている。私も、申立期間①当時、同社の運動会等の行事に参加し、毎日の弁当には鯨肉が入っていた記憶がある。

また、申立期間②は、私は父と同居しておらず、当時の父の詳しい状況は不明だが、父はE市のF事業所（現在は、株式会社F）にて勤務していたと聞いている。

両申立期間について、私の父が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の子は、申立人はA株式会社C支社のD部で勤務していたと主張しているものの、株式会社Bが保有するA株式会社C支社G部に係る昭和25年及び27年の職員名簿に申立人の氏名は見当たらず、また、同職員名簿から氏名が確認でき、かつ、同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先の判明した5人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

また、株式会社Bは、前述の職員名簿以外に賃金台帳などを保管して

おらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況は不明である上、申立期間①当時の同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A株式会社C支社G部には、船員部門が存在したことから、株式会社B及びH組合に照会したものの、申立人がA株式会社C支社において船員として勤務したことを確認することはできず、申立人の申立期間①における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等の具体的な状況は不明である上、同社G部に係る船員保険被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は申立期間①以前の期間について、A株式会社C支社の前身であるI事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したものの、連絡先の判明した二人は申立人を記憶していないなど、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況は不明である上、申立期間①当時の前述の被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない。

- 2 申立期間②について、F事業所の当時の事業主の子及び同社で申立期間②当時に申立人と一緒に勤務したとする同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②のうち、昭和28年11月ごろから31年9月ごろまでの期間において、同社に勤務し、主に営業業務に従事していたことが推認できる。

しかし、F事業所の当時の事業主の子は、「F事業所は、私の父が昭和22年に個人事業所として創業したが、厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、当社が法人化した31年12月以降である。」と供述しているところ、適用事業所原簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは32年6月1日であり、申立期間②のうち、28年11月30日から32年6月1日までの期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、株式会社Fに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年6月1日以前の期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は確認できず、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる前述の同僚は、「株式会社Fが厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨供

述している上、当該被保険者名簿に申立人氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 8 月 1 日

私は、申立期間はA市にあるB株式会社に会社の寮に住み込みで勤務した。

当時の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶している当時の同僚の氏名を確認できることなどから判断すると、期間は不明であるものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、適用事業所原簿によると、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 12 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、適用事業所原簿によると、B株式会社は昭和 45 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び具体的な供述が得られない。

さらに、申立人は、「申立期間に、B株式会社において約 12 人の従業員が勤務していた。」と供述しているところ、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の被保険者は6人であることが確認できるとともに、申立人が記憶している同僚二人について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該被保険者名簿

から、当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、B株式会社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった。私は昭和32年の創業時から同社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となったのは36年7月である。」と供述していることなどから判断すると、当時、同社では、すべての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年12月1日以降の期間についても、従業員について、必ずしも同日において厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年5月31日まで
私は、社会保険事務所（当時）に、A株式会社（現在は、株式会社B）に係る船員保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の船員保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和21年3月1日から22年5月31日までの期間において、A株式会社所有の船舶（C丸、第何号か番号不明）に甲板員として乗り込んだ。

申立期間については船員保険に加入していたはずであり、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳を所持しておらず、A株式会社が所有するC丸と一緒に乗り込んだと記憶している同僚は既に死亡していることから供述を得ることができない上、株式会社Bには申立期間当時の資料が保存されていないことから、申立人が申立期間において、A株式会社所有のC丸に乗り込んでいたことを確認することができない。

また、A株式会社が所有するC丸（第*C丸から第*C丸）に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、申立人が記憶している同僚も申立期間に船員保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人は、一緒に乗船した船長、機関長、甲板長等の幹部船員の名前を記憶していないことから、申立人が乗り込んでいたC丸を特定することができず、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 7 月まで

私は、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が記載されていなかったため、社会保険事務所（当時）に調査を依頼したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

私は、昭和 56 年 4 月に A 株式会社 に B 職の助手として入社した。同年 5 月 20 日に C の免許を取得したので、社内で約 1 か月間において C 操作の技術指導を受けた後、現場で勤務した。

現在は所持していないが、給与明細書を受け取った記憶がある上、複数の同僚及び当時の事務担当者を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として氏名を挙げ、申立期間において A 株式会社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、C オペレーターとして勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、同社に勤務していたことは推認できるが、申立期間当時、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 8 人に照会したところ、回答が得られた 6 人全員が申立人の入社時期について記憶しておらず、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A 株式会社の取締役（経理担当者）は、詳細は不明であるとしながらも、「当社に入社する前に C の免許を所持している者と、入社後に免許を取得し、現場で勤務するまでの 1 か月間以上において社内で C 操作の

教習を受ける者とは、厚生年金保険に加入させる時期は同じではなかったと思う。」と供述している。

さらに、前述の取締役は、「申立人に係る人事記録、賃金台帳、厚生年金保険被保険者資格取得届等の関連書類も保存年限を過ぎており保管していない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録から、申立人のA株式会社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は昭和56年8月1日であることが確認でき、当該記録は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致しているところ、前述の同僚のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できた4人についても、雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。